

かいどうまる 観光船「海童丸」 の設置を可決

3月 定例会の あらまし



織笠漁港に係留中の観光船「海童丸」

平成31年3月定例会は2月12日から3月8日まで25日間にわたって開かれました。初日には、31年度の町長施政方針演説などが行われました。
また、町長提案の議案34件を審議し、全て原案のとおり可決しました。(2〜4ページ)

31年度の一般会計、特別会計などの予算8件は、予算特別委員会を設置し、3月6日から8日までの3日間にわたって集中審議し、全て原案のとおり可決しました。(5〜10ページ)
一般質問では10人の議員が登壇し、活発な議論が行われました。(11〜21ページ)

定例会の議案審議や一般質問での質疑全文を記録した会議録は、6月下旬ころから、議会ホームページ、図書館で閲覧可能となる予定です。

町 が所有する船舶「海童丸」を観光、教育、レクリエーションなど、本町の活性化に活用することを目的とした「山田町観光船条例」が提案され、全員賛成で可決しました。

■町観光船の概要

▽名称

海童丸(かいどうまる)

▽仕様

軽合金船

船長 10・3メートル

総トン数 3・3トン

定員 42人

▽使用料

10人まで 2万円

11〜40人 2万円に1人につき千円を加算

人につき千円を加算

■質疑応答

問 条例の中で、指定管理者に管理運営を行わせることができるとうたっている。毎年維持費は町が持つのか。それとも

全てを指定管理者に任せるとか。

武藤水産商工課長

基本的には指定管理者にお願いしたいと考えている。大規模な修繕が必要となる場合は、協議の上、決定したい。

問 海童丸のPRをどのようにしていくのか。指定管理者に任せるとか、それとも町も一緒にPRしていくのか。

水産商工課長 町および指定管理者でPRしていきたい。

問 条例の主旨のとおり

に使うのであれば、不定期航路の取得が必要と思うが、いつごろ取得できる予定なのか。

水産商工課長 年内の取得を目指す。

問 条例の施行は4月1日ということですが、不定期航路の取得に

ことしいっぱいかかるということとは、ことしの夏

は利用できないということか。

水産商工課長 急いで申請をするために事前打ち合わせをしているが、ことしの夏は難しいと考えている。

問 オランダ島一周の不定期航路もできず、島への上陸もできないということか。

水産商工課長 まったく使えないわけではないが、航路の取得をするまでは、従来の体験観光推進協議会のものを使いながらと考えている。

